

修正案第 1 号

平成 2 8 年 3 月 2 3 日

生駒市議会議長

中 谷 尚 敬 様

発議者 樋 口 清 士

〃 神 山 聡

賛成者 井 上 充 生

〃 中 浦 新 悟

〃 塩 見 牧 子

〃 改 正 大 祐

〃 松 本 守 夫

議案第 2 3 号生駒市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正の動議について

このことについて、地方自治法第 1 1 5 条の 3 及び生駒市議会会議規則第 1 6 条の規定により、別紙のとおり案文を添え修正案を提出いたします。

(別紙)

議案第 2 3 号生駒市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案

議案第 2 3 号生駒市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についての一部を次のように修正する。

第 2 条第 1 項第 3 号の次に 2 号を加える改正規定のうち同項第 4 号中「新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は」を削る。

第 6 条第 1 項、第 6 項及び第 7 項を改め、同条に 3 項を加える改正規定を次のように改める。

第 6 条第 1 項中「及び宿泊料」を「、宿泊料、移転料及び扶養親族移転料」に改め、同条第 6 項及び第 7 項中「出張中」を「旅行中」に改め、同条に次の 2 項を加える。

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について路程等に応じ、定額により支給する。

9 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

第 1 7 条の次に 2 条を加える改正規定を次のように改める。

(移転料)

第 1 7 条の 2 移転料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）の例により、市長が定める。

(扶養親族移転料)

第 1 7 条の 3 扶養親族移転料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律の例により、市長が定める。

議案第23号 生駒市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

対照表

議案第23号 条例改正案	修正案
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 赴任 <u>新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。</u></p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～9 略</p> <p><u>10 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所又は居所から勤務場所に旅行する場合には、第2項から第7項まで及び前項の規定は適用しない。</u></p> <p>(移転料)</p> <p>第17条の2 略</p> <p><u>2 移転料は、新たに採用された職員にあつては、その採用に伴い市内に住所又は居所を移転した場合に限り支給する。</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 赴任 転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。</p> <p>(5)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>(移転料)</p> <p>第17条の2 略</p>